

# 有終南小学校改修実施設計業務委託プロポーザル実施要領

## 1. 本業務の目的

本業務は、大野市小中学校再編計画（令和3年12月改訂）及び大野市小中学校施設管理計画（令和4年3月策定）に基づく学校施設の改修に当たり、下記2. 業務の概要に示す業務について、豊富な実績と専門的な知識に基づく、対象施設にふさわしい魅力ある技術提案を受けるために、公募型プロポーザル方式により設計者を選定するものです。

## 2. 業務の概要

- (1) 業務名 有終南小学校改修実施設計業務委託
- (2) 業務番号 教委第16号
- (3) 業務内容 学校改修に必要な協議等及び実施設計（詳細は、有終南小学校実施設計業務委託仕様書参照）
  - ① 現況図面作成（既存図面のCAD化）
  - ② 学校施設全体の学習環境の改善（長寿命化、脱炭素化、省エネルギー化、木材利用、バリアフリー化、ライフサイクルコスト縮減等の視点を取り入れた整備）に関する検討
  - ③ 改修内容協議
  - ④ 実施設計
    - ア 既存建物（建築意匠、構造、建築設備）及びグラウンド、外構等の改修（一部増築含む）に係る設計
    - イ 積算業務
    - ウ 関係法令に係る行政機関等との協議及び必要な手続き
    - エ 建築確認申請書類の作成及び提出
    - オ その他
- (4) 技術提案を求めるテーマ  
本業務において技術提案を求めるテーマは、以下のとおりです。
  - ① 新しい時代の創造的な学習空間
    - ア 学校施設全体（校舎、中庭、校庭等を含んだ敷地全体）を学びの場とし、限られた空間の中でも、これまでの施設計画の主流であった均質で画一的な空間を再考した、柔軟で創造的な学習空間の提案
    - イ 新しい生活様式を踏まえた児童の生命を守る健やかで安全安心な生活空間（空調設置、トイレ改修、エレベーター設置、バリアフリー化等）の提案
    - ウ 脱炭素社会の実現に貢献する持続可能な教育環境（自然環境への対応、省エネルギー化、木材利用等）の提案

② 環境に配慮した建物の長寿命化改修

ア 構造体の長寿命化（鉄筋コンクリートの中性化、鉄筋・鉄骨の腐食、かぶり厚さの確保、鉄骨接合部破損の補修、ライフライン（水道、電気、ガス）の更新、耐久性に優れた材料を用いた改修）の提案

イ 工事中を含め維持管理や解体時の環境負荷及びコスト削減に配慮した改修の提案

③ 工事中の既存校舎における学校運営の継続に際し、児童等の負担を軽減する工法や工程計画

ア 工事中の人体に影響を与える騒音、振動、粉じん、臭気、VOC等の発生抑制の提案

イ 予定工期内（建物：令和7年7月～令和9年3月、外構：令和9年5月～8月）の概略工程の提案

ウ 上記概略工程に合わせた学校施設全体（教室・職員室・体育館・グラウンド・外構等を含む）の配置と動線計画

(5) 履行期限 契約締結の翌日から 令和7年2月28日まで

(6) 本業務の契約限度額 54,284千円（消費税及び地方消費税額を含む）

(7) 工事費積算限度額 12億円（消費税及び地方消費税額を含む）

※工事費積算限度額について

- ・事前調査結果に基づき工事規模を参考に算出したものであり、予算を確約したものではありません。
- ・公告時点での金額とし、建設資材や労務費の高騰による建築コストの上昇など建設業界を取り巻く状況が変化する場合にはこの限りではありません。
- ・校舎、体育館、グラウンド、外構、付属施設一式を含み、備品購入費は含まれません。

### 3. 参加資格要件

技術提案書の提出者は、次に掲げる事項の全ての要件を満たす2者又は3者からなる設計共同体とします。

(1) 主たる営業所の所在地が大野市内にある一級建築士事務所（以下「地元事業所」という。）1者以上が構成員として参加している設計共同体であること。なお、地元事業所の出資比率は1者につき30%以上とします。

(2) 設計共同体の構成員がプロポーザルの参加に必要とする資格（以下「プロポーザル参加資格」という。）は、公告日時点において下記の要件をすべて満たすこととします。

① 大野市契約規則（平成9年規則第8号、以下「契約規則」という。）第7条第2項に定める令和5・6年度の大野市競争入札参加資格者名簿に登録され、入札

参加資格審査申請書の希望業務に建築設計を第1希望として記載していること。

- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 建築士法（昭和25年法律202号。以下「建築士法」という。）第23条に基づき一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ④ 大野市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要領（平成17年度告示第103号）に基づく指名停止又は指名除外期間中でないこと。
- ⑤ 参加表明書提出期限において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑥ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）に該当しないこと。
  - ア 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
  - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

(3) 設計共同体の代表者は、次に掲げる条件を全て満たす者であることとします。

- ① 過去20年間（平成15年度から令和4年度まで）に、日本国内において1契約あたり延べ面積が2,500㎡以上の公立学校施設（※1）の新築、改築、大規模改造（老朽）工事又は長寿命化改修工事のいずれかに係る実施設計業務を元請（設計共同体による場合は代表構成員であること。）として完了した実績を有する者であること。
- ② 設計業務に、業務の管理及び統括等を行う統括責任者として管理技術者を配置できること。
- ③ 管理技術者は、建築士法の規定に基づく一級建築士の資格を有する者で、過去

20年間（平成15年度から令和4年度まで）に日本国内において1契約あたり延べ面積が2,500㎡以上の公立学校施設（※1）の新築、改築、大規模改造（老朽）工事又は長寿命化改修工事のいずれかに係る実施設計業務を、管理技術者として経験した実績を有する者であること。

- ④ 設計共同体への出資比率が、構成員中最大の者であること。
- (4) 設計共同体の構成員は、次に掲げる条件を全て満たす者であることとします。
- ① 過去20年間（平成15年度から令和4年度まで）に、日本国内において公立学校施設の新築、改築、大規模改造（老朽、トイレ、空調のいずれか）工事、長寿命化改修工事又は耐震改修工事のいずれかに係る実施設計業務の実績を有する者であること。ただし、設計共同体としての実績は除く。
  - ② 設計業務に、管理技術者の元で担当技術者を統括する主任担当技術者を配置できること。
  - ③ 主任担当技術者は、建築士法の規定に基づく一級建築士の資格を有する者であること。
- (5) 管理技術者、主任担当技術者は次に掲げる条件を全て満たすこととします。
- ① 管理技術者及び建築（意匠）を担当する主任担当技術者は、参加する設計共同体に属していること。
  - ② 管理技術者を1名配置し、建築（意匠）、建築（構造）、電気設備、機械設備をそれぞれ担当する主任担当技術者をそれぞれ1名ずつ配置すること。
  - ③ 管理技術者は「建築（意匠）」を除くその他の主任担当技術者を、主任担当技術者はその他の主任担当技術者を兼任することはできません。
  - ④ 本業務に当たる管理技術者及び主任担当技術者は、原則として提出書類（様式3）に記載された者とし、特別な理由があると認められた場合を除き、変更することはできません。
- (6) 協力事務所を加える場合は下記のとおりとします。
- ① 参加者は、協力事務所を加えることができますが、協力事務所はプロポーザルに参加できません。
  - ② 協力事務所が、契約規則第7条第2項に定める令和5・6年度の大野市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合、「3.(2)②、④～⑦」の要件を満たすこと。
- (7) 設計共同体の構成員は、他の設計共同体の構成員又は協力事務所になることはできません。
- (8) 設計共同体の代表者及び構成員、管理技術者、各主任担当技術者、並びに協力事務所及び同担当予定者は次に示す者でないこととします。
- ① 大野市小中学校再編計画検討委員会（以下、「検討委員会」という。）の委員、大野市立学校再編準備委員会（以下、「準備委員会」という。）の委員、大野市立

学校改修実施設計受託者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の委員。

- ② 検討委員会、準備委員会、選定委員会の委員及びその家族が主宰、役員又は顧問をしている営利組織に所属する者。
- ③ その他、選定委員会が不相当と判断した者。

※1 公立学校施設とは、地方公共団体の設置する学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「学校教育法」という。）第2条第1項に定める学校のうち小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の建物とします。

#### 4. プロポーザル実施スケジュール

項目	期間、期日、期限等
募集要領の交付期間（公告）	令和6年2月1日（木）午前9時から 令和6年2月22日（木）午後5時まで
現場見学会の参加申込み	令和6年2月1日（木）午前9時から 令和6年2月7日（水）午後5時まで
現場見学会	令和6年2月10日（土）
質問書提出期限	令和6年2月15日（木）午後5時まで
質問に対する回答期日	令和6年2月19日（月）
参加表明書等提出期限	令和6年2月22日（木）午後5時まで
第一次審査	令和6年3月上旬
設計共同体認定通知・技術提案要請通知	令和6年3月15日（金）予定
技術提案書等の提出期限	令和6年4月10日（水）
第二次審査（ヒアリングによる技術提案書の審査）	令和6年4月中旬
最優秀提案者の発表及び通知	令和6年5月上旬
業務委託契約書締結	令和6年5月中旬

#### 5. 募集要領等の配布

##### （1）配布方法

配布資料は、大野市のホームページからの入手を原則とします。

なお、事前連絡のあった希望者には、事務局において紙媒体での直接配布も可とします。

##### （2）配布資料

- ① プロポーザル実施要領（当該資料）

② 業務委託契約書（案）

③ 業務仕様書

(3) 配布期間

令和6年2月1日（木）午前9時～令和6年2月22日（木）午後5時まで

(4) 直接配布時間

配付期間のうち土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(5) 直接配布場所 事務局

## 6. 現場見学会

現場見学会を下記のとおり実施します。詳しくは、別紙1「現場見学会のご案内」を参照ください。

(1) 見学会日時：令和6年2月10日（土） 午前9時00分から1時間程度

(2) 申込期間：公募開始日～令和6年2月7日（水）午後5時必着

(3) 申込方法：申込書（様式11）に記入の上、電子メールで送信ください。

(4) 対象者：プロポーザルの参加を予定している設計共同体

(5) 参加人数：参加人数は1設計共同体につき3名までとしてください。

(6) 留意点：次の点に留意してください。

ア 見学会の参加は任意とし、参加要件ではありません。

イ 現地見学会時の参加者と参加表明時の構成員が変更することは構いません。

ウ 見学会場内で既存図面（図書のみ）の閲覧が可能です。

エ 現場見学会以外に学校敷地内に立ち入ることはできません。

オ 各感染症の拡大等により見学会を中止する場合があります。

## 7. 質問の受付及び回答

プロポーザル実施に係る質問の受付及び回答については、下記のとおり実施します。

(1) 受付期間：公募開始日～令和6年2月15日（木）午後5時まで

(2) 質疑方法：質問書（様式5）に必要事項を記入し、電子メールで送信ください。  
それ以外の方法は受け付けません。

(3) 留意事項：電子メールの送信については次の点に留意してください。

ア メールのはじめの件名は「有終南小学校プロポーザル質問書」とすること

イ メール本文に質問者の住所、会社名、責任者名、電話番号、電子メールアドレスを記載すること

(4) 回答期日：令和6年2月19日（月）に大野市ホームページに掲示します。

質問への回答は個別には回答しません。

## 8. 参加表明書等の提出

プロポーザルに参加を希望する設計共同体の代表者は、次のとおりプロポーザル参加表明書等（以下、「参加表明書等」という。）を提出することとします。

- (1) 提出期限 令和6年2月22日（木）午後5時必着  
郵送の場合は、提出期限内に必着すること。
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。）又は、郵送（配達証明書付書留郵便に限る。）により行うこと。
- (4) 提出書類

- ① 参加表明書（様式1） A4判縦 1部
- ② 事務所の概要（設計共同体代表者）（様式2-1） A4判縦 1部  
事務所の概要（設計共同体構成員）（様式2-2） A4判縦 1部  
一級建築士事務所登録通知書の写し A4判縦各1部  
技術者名簿 A4判縦各1部  
記載した実績を証明できる契約書及び仕様書 A4判縦各1部  
財務諸表類の写し※ 各1部
- ③ 各技術者の経歴等（様式3） A4判縦各1部  
各技術者の資格を証する書類の写し A4判縦各1部  
記載した実績を証明できる契約書及び仕様書 A4判縦各1部
- ④ 協力事務所の概要（様式4）  
担当予定者の資格を証する書類の写し A4判縦各1部
- ⑤ 設計共同体資格審査申請書（様式別1） A4判縦 3部
- ⑥ 設計共同体協定書（様式別2） A4判縦 3部
- ⑦ 委任状（主たる営業所→従たる営業所）（様式別3） A4判縦 3部
- ⑧ 委任状（構成員→代表者）（様式別4） A4判縦 3部
- ⑨ 使用印鑑届（様式別5） A4判縦 3部
- ⑩ 誓約書（様式別6） A4判縦 3部

以上の書類を、クリップ等で仮綴りして提出すること。（ホッチキス等で綴じないこと。）

※直前1年の事業年度についての「貸借対照表」「損益計算書」の写し

参加表明書を提出する日までに直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了していない場合は、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表とします。

## 9. 技術提案書等の提出

設計共同体は、次のとおり技術提案書等を1案提出することとします。

なお、技術提案書等の作成にあたっては、別紙2「許容される表現と許容されない表現の具体例」を遵守してください。

また、技術提案書等の提出にあたっては、提出封筒の表面には、「技術提案書在中」と朱書きにより明記してください。

- (1) 提出期限 令和6年4月10日(水)午後5時必着
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出方法 持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。)又は、郵送(配達証明書付書留郵便に限る。)により行うこと。
- (4) 提出書類及び提出部数
  - ① 技術提案書(様式7) A4判縦 1部
  - ② 業務実施方針及び手法(様式8) A4判縦10部
  - ③ 評価テーマ①についての技術提案書(様式9-1) A3判横10部
  - 評価テーマ②についての技術提案書(様式9-2) A3判横10部
  - 評価テーマ③についての技術提案書(様式9-3) A3判横10部
  - ④ 見積書(様式10) A4判縦 1部以上の書類を、クリップ等で仮綴りして提出すること。(ホッチキス等で綴じないこと。)

## 10. 審査

- (1) 審査  
プロポーザルに係る審査は、選定委員会により実施します。
- (2) 審査基準等  
別紙3「審査項目と審査基準の概要」のとおり定めます。
- (3) 第一次審査(書類審査)
  - ① 第一次審査は、参加表明書等を審査基準に基づき採点し、参加者の中から技術提案書の提出を要請する者を選考します。
  - ② 第一次審査の結果は、全ての設計共同体に対して第一次審査結果通知書により通知します。選考された設計共同体に対しては、第一次審査結果通知書により第二次審査の日時等の詳細について通知します。
- (4) 第二次審査
  - ① 実施日 令和6年4月中旬
  - ② 実施場所 大野市役所 会議室(予定)
  - ③ 提案内容の評価  
1 設計共同体ごとに40分程度(プレゼンテーション15分、ヒアリング25分程度)で説明を受け、技術提案書、見積書、プレゼンテーション及びヒアリン



グについて、評価基準に基づいて評価します。

④ 出席者

管理技術者1名、各主任担当技術者2名のいずれかを含む3名以内とします。各技術者の経歴等（様式3）に示された者以外の出席及び代理出席は認めません。パソコン等の操作は、出席者が行うものとします。

⑤ プレゼンテーション、ヒアリングの際の留意事項

ア プレゼンテーション、ヒアリングの順は、事務局が別に指示します。

イ プレゼンテーションは、提出された書類のうち、様式9-1～様式9-3を中心とした内容説明とし、追加資料の提出や使用は一切認めません。ただし、市が用意するスクリーンとプロジェクターを利用しプレゼンテーションを行うことが出来るものとします。その場合、プロジェクターに接続するパソコンは設計共同体が持参してください。プレゼンテーションに欠席、遅刻した場合は、受注意志がないものとみなし審査の対象としません。

⑥ 最優秀提案者等の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、評価点の総合点が最も高い者を、最優秀提案者として選定し、2番目に高い提案者を優秀提案者として選定します。

イ 評価点の総合点が最も高い者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を最優秀提案者として選定し、2番目に安価な者を優秀提案者として選定します。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を最優秀提案者として選定し、2番目に安価な者を優秀提案者として選定します。

ウ ア、イに関わらず、総合点が110点未満の場合は、最優秀提案者等として選定しません。

⑦ 選定結果の通知・公表

最優秀提案者等の選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を第二次審査結果通知書により通知します。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目において大野市ホームページにおいて公表します。

【公表事項】

ア 最優秀提案者名、優秀提案者名

イ 全参加者名、全参加者の総合評価点、提案金額等

(5) 失格条項等

次のいずれかに該当する場合には、失格とします。

- ① 審査委員に直接又は間接を問わず連絡を求めた場合
- ② 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- ③ 提出図書に虚偽の記載があった場合
- ④ 技術提案書を複数提出した場合

- ⑤ ヒアリング時に参加者の担当者以外の者が出席した場合
- ⑥ 提出書類の提出方法及び提出期限を遵守しない場合
- ⑦ プロポーザル参加資格を有しないものが提出した場合
- ⑧ 提出図書に盗用した疑いがあると市長が認めた場合
- ⑨ 指定する様式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない場合
- ⑩ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ⑪ 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合（イラスト、イメージは記載できるが、設計図、透視図は記載できない）
- ⑫ 「9.（4）」の提出書類のうち、様式8、様式9-1、様式9-2、様式9-3に設計共同体を構成する設計者の事務所名や個人名等が特定できる内容が含まれている場合
- ⑬ 設計業務見積書に記載されている見積額の100分の110に相当する金額（契約希望価格）が、「2.（6）」に規定する契約限度額を上回った場合
- ⑭ その他、選定委員会又は市長が不適格と認めた場合

## 11. 契約の締結

- （1）最優秀提案者と大野市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、委託契約を締結します。ただし、最優秀提案者が契約時までに事故等の特別な事由により契約できない場合は、優秀提案者と締結協議を行います。
- （2）受注者は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付しなければなりません。

## 12. その他事項

- （1）提出図書の取り扱い
  - ① 提出された技術提案書等は、本プロポーザルにおける最優秀提案者等の選定以外の目的では使用しません。ただし、公文書公開請求があった場合は、大野市情報公開条例に基づき取り扱うこととします。
  - ② 提出のあった技術提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがあります。
  - ③ 提出された書類は返却しません。
  - ④ 技術提案書等の著作権は、提案者に帰属し、提案者に無断で利用することはありません。
  - ⑤ 技術提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負います。

## (2) その他の事項

- ① 現場見学会への参加や質問書の提出後に参加表明をしない場合、又は参加表明後に辞退する場合においてもその後の不利益な取扱いを受けることはありません。なお、参加表明後に辞退をする場合は、書面（様式6）により届け出るものとします。
- ② 参加表明書を提出した後、技術提案書等の差替、訂正、再提出をすることはできません。ただし、大野市から指示があった場合を除きます。
- ③ 参加表明書を提出した後、大野市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。
- ④ 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とします。
- ⑤ 審査の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けません。
- ⑥ 書類等の作成に用いる言語は日本語とし、その際の文字サイズは10.5ポイント以上とします。通貨及び単位は、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。
- ⑦ 他の文献を引用した際は、出展を明記してください。
- ⑧ 設計業務受託者が製造業、エネルギー・通信サービス及び建設業の企業と資本、人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業、エネルギー・通信サービス及び建設業の企業は、本業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事の請け負いやサービスの提供をすることができません。
- ⑨ 選定後においても大野市は技術提案書等の内容に拘束されないものとします。

## 13. 事務局

福井県大野市教育委員会事務局

教育総務課 再編推進・施設グループ 担当：五十川、古谷

住所 福井県大野市天神町1番1号（大野市役所 2階 25番窓口）

電話 0779-66-1111（内線2810、2812） FAX 0779-69-9110

E-mail [kyoikusomu@city.fukui-ono.lg.jp](mailto:kyoikusomu@city.fukui-ono.lg.jp)

有終南小学校改修実施設計業務委託プロポーザルに係る現場見学会の実施について

## 現場見学会のご案内

### ◆目的

有終南小学校改修実施設計業務委託プロポーザルの実施にあたり、プロポーザルに参加する設計者の方に、施設や周辺環境等を把握していただくため、現場見学会を開催します。

### ◆開催日時：令和6年2月10日(土)

場 所：有終南小学校

住 所：大野市春日地係

対象者：プロポーザルの参加を予定している設計共同体

スケジュール： 8時50分～ 受付開始

9時00分～ 見学会

校舎1～3階→体育館

9時40分～ 既存図面の閲覧(体育館にて)

10時00分頃 終了予定

### ◆申込等

- ① 申込期間：令和6年2月1日(木)～2月7日(水)午後5時必着
- ② 申込方法：申込書(様式11)に記入の上、電子メールで事務局まで送信ください。  
件名は「有終南小学校プロポーザル見学会申込」とすること。
- ③ 参加人数：参加人数は1設計共同体につき3名までとしてください。協力事務所の見学は不可とします。
- ④ その他：見学担当者は地元事業所としてください。

### ◆見学会について(注意事項)

- ① 駐車場は1者につき1台とし、敷地内の指定場所に駐車してください。
- ② 参加者の方は、名刺等、社名・名前の分かるものをお持ちください。
- ③ 建物内部及び既存図書の写真撮影は可能です。ただし、写真のSNS等への投稿や二次利用は禁止します。
- ④ 資料配布や説明・質疑回答は行いません。施設関係者へのヒアリングも禁止します。
- ⑤ 万が一見学会を中止する場合は見学担当者に連絡します。

### 【事務局】


福井県大野市教育委員会 教育総務課 担当：五十川、古谷  
住所 福井県大野市天神町1番1号

電話 0779-66-1111内線2810、2812 FAX 0779-69-9110

E-mail [kyoikusomu@city.fukui-ono.lg.jp](mailto:kyoikusomu@city.fukui-ono.lg.jp)

許容される表現と許容されない表現の具体例

(1) 平面イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
 <p>(注：ゾーン等の形状を表現するにあたり、角を丸くして表現しなくてもよい。)</p>	 <p>窓際には打合せや作業が出来る多目的スペースを設置</p> <p>吹抜けに面した打合せコーナー 73m</p> <p>EPS, DSは共用部に配置し、機能更新を容易にする</p> <p>フレキシブルなレイアウトが可能</p> <p>通路は十分な幅と回遊性を確保</p> <p>コーナーに柱がない構造で、眺望を確保</p> <p>1階 エントランス・児童書 作業室・搬出入</p> <p>学習室等の座席予約が可能なタッチパネルを設置</p> <p>児童書スペース</p> <p>単独運営できる配置</p> <p>メインエントランス</p> <p>多目的室</p> <p>サブエントランス 最終出入口</p> <p>時間外も利用可能なICロッカー</p> <p>駐車場からのスムーズなアクセス</p> <p>増築スペースの確保</p>
<p>建物内の人の動線や室の位置関係・ゾーニングの考え方などについての説明文を補足するための平面イメージ図。必要な範囲で建物の形状、建物内の機能別のゾーンや交通部分（階段及びエレベーターを含む。）の位置・形状が表現されていてよい。また、説明文を補足するために必要となる範囲で、一部の具体的な室が表現されていてよい。</p>	<p>大半の室の位置・形状（細部にわたる部屋割り）、柱の位置や扉の開き勝手等が具体的に表現されたもの。</p>

(2) 外観（立面・鳥瞰）イメージ図


許容される表現の例	許容されない表現の例
	
<p>景観への配慮、街並みとの調和等、建物の外観に係る要素が評価テーマとされる場合、建物や、建物と周辺環境との関係の考え方などについての説明文を補足するための外観イメージ図。建物の配置やボリュームが表現されていてよい。簡易なファサードの表現がされていてもよい。</p>	<p>簡易でないファサードの表現。例えば、高度なレンダリングによる仕上げ材の質感やサッシの割付けの表現。</p>



(3) 配置イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
<p>ユニバーサルなアプローチ 地盤を一部すきとり ポケットパークを スロープ状にして 建物入口に摺りつけます</p> <p>10mの壁面後退</p> <p>緑のオープンスペース</p> <p>ポケットパークの設置</p> <p>緑のオープンスペース</p> <p>市営駐輪場</p> <p>ブックカフェ</p> <p>集会・研修</p> <p>事務・管理</p> <p>200台</p> <p>(注：ゾーン等の形状を表現するにあたり、角を丸くして表現しなくてもよい。)</p>	<p>南北の駐車場からの アプローチに配慮して 出入口を2カ所設置</p> <p>植栽帯で 視線制御</p> <p>市民開放ゾーン</p> <p>市民開放ゾーン</p> <p>市民開放ゾーン</p> <p>市民開放ゾーン</p>
<p>敷地内の人や車の動線や建物の配置・ゾーニングの考え方などについての説明文を補足するための配置イメージ図。一定の尺度で建物の形状が表現されていてよい。周辺地域が表現されていてよい。</p>	<p>建物部分の表現が「平面イメージ図」の許容されない表現に該当するもの。 屋根材、舗装材等の細部が描き込まれたもの。</p>

(4) 内観イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
	
<p>室内空間の考え方についての説明文を補足するための内観イメージ図。内部空間の形状が表現されていてよいが、描き込みは簡易な表現とする。</p>	<p>仕上げ材や家具・調度品の素材の質感、細部の形状等、詳細が描き込まれた、描き込みが簡易でない表現。</p>



(別紙3)

## 審査項目と審査基準の概要

### (1) 第一次審査

審査項目		審査基準の概要		配点
設計共同体の評価	代表者	技術者数	技術者数を評価する(様式2-1)	40
		有資格者数	有資格者数を評価する(様式2-1)	
		業務実績	実績の内容、件数、規模について評価する(様式2-1)	
	構成員	技術者数	技術者数を評価する(様式2-2)	
		有資格者数	有資格者数を評価する(様式2-2)	
		業務実績	実績の内容、件数、規模について評価する(様式2-2)	
配置技術者の資格・技術力	管理技術者	経験年数	経験年数を評価する(様式3)	
		業務実績	実績の内容、件数、規模について評価する(様式3)	
	各主任担当技術者	資格内容	資格内容を評価する(様式3)	
		経験年数	経験年数を評価する(様式3)	
		業務実績	実績の有無、内容、件数、分担分野について評価する(様式3)	
企業の財務状況		企業の財務状況について評価する		10
合 計				50

### (2) 第二次審査

審査項目		審査基準の概要		配点
設計共同体の評価及び配置技術者の資格・技術力		第一次審査の結果		50
業務の実施方針及び手法(様式8)		業務の理解度及び積極性、取組体制、実現性など基本的な考え方の内容を、地域性(大野の気候風土等)、的確性、獨創性、実現性等を考慮して評価する		30
技術提案を求めるテーマに対する提案	テーマ①(様式9-1)	地域性(大野の気候風土等)、的確性、獨創性、実現性等を考慮して提案ごとに総合的に評価する	50	
	テーマ②(様式9-2)		30	
	テーマ③(様式9-3)		30	
	見積金額(様式10)		10	
合 計				200